

倫理規程

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成17年 3月25日制定

平成21年 3月24日改正

平成21年 7月27日改正

平成22年 5月12日改正

平成22年 7月15日改正

平成22年 9月 1日改正

平成23年 2月16日改正

平成24年 8月 1日改正

平成26年 2月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という）の公益性にかんがみ、当協会に勤務する役員及び職員が職務上の義務として遵守すべき事項を定め、当協会就業規則及びその他の規程と併せて運用し、当協会の社会的信頼の維持・向上を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「役職員」とは、当協会に常勤する理事及び職員をいう。当協会との嘱託もしくは有期雇用契約にもとづき勤務する者又は当協会の組織内でその指揮監督を受け当協会の業務に従事する出向派遣職員、派遣労働者もしくは臨時職員は、本項に規定する役職員とみなす。

2 この規程において「事業者等」とは、法人、組合、自治体、その他の団体、及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る）をいう。事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、職員、代理人その他の者は、本項の事業者等とみなす。

(役職員の基本的な心構え)

第3条 役職員は、自らの行動が当協会の社会的信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動において常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益又は特定の事業者等のみの利益のために用いてはならない。

2 役職員は、業務を遂行するにあたり関係法令及び当協会の諸規程を遵守しなければならない。

3 役職員は、当協会の公益性をふまえて、説明責任を意識し、適切な情報提供に努めなければならない。

4 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が当協会の社会的信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(利害関係者及び官公庁との節度ある関係)

第4条 役職員は、当協会の事業との関わりで利害関係を有する事業者等との

接触において、公平、誠実に行動するものとし、直接・間接を問わず、又利害の大小を問わず、癒着その他外部からの疑惑や不信を招くような行動をしてはならない。とりわけ、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で規定されている特定事業者や、当協会と再商品化実施に係る契約を締結する、もしくは締結する可能性のある再生処理事業者との接触においては、当協会業務の公益性、公平性や透明性に支障を来たさないように慎重に行動し、特定の特定事業者や再生処理事業者のみを利する、もしくは優遇するような活動をしてはならない。

- 2 役職員は、その職務に関連する官公庁及び関係の特殊法人、独立行政法人ならびにその他の公的な機関・団体等（以下、「官公庁等」という）との関わりにおいて、官公庁等の性格・機能等を十分に認識し、外部からの疑惑や不信を招くようなことをしてはならない。
- 3 本条における利害関係者及び官公庁との節度ある関係について、官公庁等との関わりにおける具体的な行動の指針を、別表に定める。

（体制の整備及び服務管理者）

第5条 当協会は、あらかじめ役職員の業務の内容を十分配慮し、この規程に抵触する不適切な行為の発生を防止しなければならない。

- 2 この規程の趣旨の徹底を図るため、当協会に服務管理者を置く。
- 3 服務管理者は、総務部長をもって充てる。
- 4 服務管理者は、次の各号の事項を担当する。
 - （1）この規程にもとづき役職員からなされた届け出、報告、通報を受理すること
 - （2）この規程に関わる個別事項について、必要に応じ、役職員に対して助言もしくは指導をなし又は相談に応じること
 - （3）この規程に抵触する不適切な行為の発生状況その他この規程の運用に関わる状況を把握すること
 - （4）役職員の倫理観の涵養及び役職員の職務に係る倫理の保持のための教育を行い、不適切な事項又は行為の発生の予防に努めること
 - （5）その他この規程に関わる事項について、必要に応じ、事務局長に報告すること

（職務上の外部活動）

第6条 役職員は、外部機関等での講演、出版物への寄稿、理事・委員（オブザーバーを含む）への就任等又は官公庁等の審議会、委員会の委員（オブザーバーを含む）等として活動することについては、所属部署の長を通じて、事前に常務理事に報告し承諾を得なければならない。

- 2 前項の活動に伴う報酬又は謝礼等は、一切受け取らないものとする。なお、遠方交通費について、外部機関等から支給の申出があった場合には、当協会の交通費に充当するものとし、役職員個人の収入としてはならない。
- 3 役職員は、利害関係を有する事業者等又は官公庁等との職務として必要な会議・会合に伴う懇親会、会費制の会食もしくはこれに類する会合に出席する場合は、第5条で定める服務管理者に届け出（会議案内状等の写しの提出、

又は会議出席のための出張伺起案でも可)をし、事前に了承を得なければならない。やむを得ない事情により事前の届け出ができない場合には、事後、すみやかにサービス管理者に報告しなければならない。

- 4 役職員は、第4条との関わりについて疑義が生じた場合、又は本条各項の定めにも照らしても判断がつかない場合には、その都度、サービス管理者に届出し、判断を求めるものとする。

(情報漏洩の禁止)

第7条 役職員は当協会の公益性に鑑み、入手した各種情報(個人情報保護規程で定義される個人情報、秘密情報管理規程で定義されている極秘情報や秘密情報、又は一般競争入札に係る業務委託先選定情報等をいう)を、不正に外部に漏洩させてはならない。

(株式等の取引に対する注意)

第8条 役職員は、利害関係者から株式等(未公開株を含む)を譲り受けたり、株式等の取引についてインサイダー取引その他の不正がないよう厳正に注意しなければならない。

(各種ハラスメント行為による健全な職務活動の妨害の禁止)

第9条 役職員は、職場及び職場外において、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに代表される各種ハラスメント行為によって役職員又は職務関係者に対して、不当な差別的対応を行ったり、又は不快感を与えたりして、当協会内の健全な就業環境、秩序及び規律をみだすような行為をしてはならない。

(サービス規律)

第10条 役職員は、互いに協力して業務を遂行するとともに、職場においては当協会の品位と信頼を損なわないよう良識的かつ節度ある服装と身だしなみに心がけ、職場の秩序の保持に努めなければならない。

(通報等)

- 第11条 役職員は、この規程に関わる不適切な事項又は行為が発生し又は発生するおそれがあることを知ったときは、その旨をサービス管理者を通じて当協会に通報し、又は自らできる限りの処置をとるよう努めなければならない。
- 2 当協会は、前項の通報に適切かつ誠実に対応し処置するものとし、当該通報をなした役職員を、通報をしたことを理由として懲戒、労働者派遣契約の解除、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(厳正な措置)

第12条 当協会は、この規程に関わる不適切な行為に対し、その軽重に従い、当協会就業規則に規定する懲戒その他の厳正な措置を行うものとする。

(委任)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項については、必要に応じ、事務局長が服務管理者と協議の上、別に定める。

(改廃)

第14条 この倫理規程の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」(平成21年3月24日制定)の定めるところに拠る。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年3月24日から施行する。
- 2 第8条の表題を「(ハラスメント行為の禁止)」に変更し、条文を修正した。

付 則

- 1 この規程は、平成21年7月27日から施行する。
- 2 今回の改正により、本規程第4条関係の別表を定めた。

付 則

- 1 この規程は、平成22年5月12日から施行する。
- 2 第6条の表題を「(職務上の外部活動)」に変更し、条文を修正した。

付 則

- 1 この規程は、平成22年7月15日から施行する。
- 2 今回の改正により、本規程第4条関係の別表を一部改正した。

付 則

- 1 この規程は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 今回の改正により、第6条の条文を一部改正した。

付 則

- 1 この規程は、平成23年2月16日から施行する。
- 2 今回の改正により、本規程第4条関係の別表を一部改正した。

付則

- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 今回の改正により、本規程第4条(定義等)第2項、第3条(役職員の基本的な心構え)第1項、第4条(利害関係者及び官公庁との節度ある関係)第1項に、特定の利害関係者を利する行為及び優遇する行為の禁止等を明記した。

付則

- 1 この規程は、平成26年2月25日から施行する。
- 2 今回の改正により、本規程第6条（職務上の外部活動）第2項の内容を一部修正し、第7条（情報漏洩の禁止）を新設し、第9条（各種ハラスメント行為による健全な職務活動の妨害の禁止）の内容を明確化した。加えて、本規程第4条関係の別表を一部改正した。